

発議案第8号

北上市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月17日提出

提出者 北上市議会議員 三宅 靖

賛成者 北上市議会議員 原 利光

同 藤原 常雄

同 阿部 眞希男

同 安徳 壽美子

同 星 敦子

提案理由

政務活動費の使途基準のうち、支出科目の見直しを行うため、改正をしようとするものである。

北上市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

北上市議会政務活動費交付条例（平成13年北上市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
科目	支出できる経費	科目	支出できる経費
研究研修費	研究会、研修会を開催するために要する経費又は他の団体等の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (講師謝金、会場費、茶菓代、出席者負担金、交通費、宿泊費等)	調査研究・研修費	調査研究活動のために必要な先進地視察又は現地調査に要する経費並びに研究会又は研修会を開催するために要する経費及び他の団体等の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費 (交通費、宿泊費、茶菓代、講師謝金、会場費、出席者負担金等)
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地視察又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費、茶菓代等)		
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市議会政務活動費交付条例の規定は、令和8年度分以後の政務活動費から適用し、令和7年度分までの政務活動費については、なお従前の例による。